

令和 5 年 6 月 29 日現在

機関番号：32689
研究種目：基盤研究(C) (一般)
研究期間：2017～2022
課題番号：17K03393
研究課題名(和文) 補償的正義(Reparatory Justice)の研究

研究課題名(英文) A Study of Reparatory Justice

研究代表者

最上 敏樹(Mogami, Toshiki)

早稲田大学・政治経済学術院・名誉教授

研究者番号：70138155

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：渡航できる限りスイス・バーゼル市のバーゼル大学ヨーロッパ国際問題研究所に滞在し、学内外の研究者と共同研究や意見交換を行い、それにより研究を着実に進めることができた。自らの基礎研究を進めることが主眼であったため、細かな小論を次々発表すると言う成果達成とは趣が異なったが、この研究蓄積のおかげで国際法の基本問題全般にわたる書籍を一冊完成することができた。国際法の根本問題を問い直す書籍であり、現在出版社において作業進行中であるが、今歴年度内には出版できそうな見通しである。

研究成果の学術的意義や社会的意義

補償的正義という、今後国際保世界で大きな問題となりうる課題を追求する中で、その点を包摂する国際法/国際法学の未決の根本問題があることに着目した。国際法が実効性の面で貧弱であり、その意味で国際社会に対して貢献するところが十分ではないという問題である。その問題性を指摘すると同時に、どうすれば国際法学が混迷する国際社会において有意な知的活動たりうるかを提示する書籍へとつながった。その一部として(日本にはあまり関係が深くない)補償的正義の問題があるわけであるが、それは端緒にすぎず、それを超えた根本的課題へと視野を開く結果となった。

研究成果の概要(英文)：I have visited and stayed as far as possible in the Institute of the European Global Studies (EIG) of the University of Basel, Switzerland, and engaged in int researches and exchange of academic views with researchers both from within and from without. The activities have tended to consolidate the basics of the research subject ., therefore I have rather refrained from issuing short publications. Instead, the reviewing of the foundations, stimulated by the deepening of the research topic of this fund, have opened the present author's eyes to a more serious, deep problematique of international law and international legal studies. The findings along this line have been compiled in a book form, which is expected to be published by the end of this year.

研究分野：国際法(国際法理論、国際法思想、国際法史)

キーワード：国際法 国際法理論 国際法思想 国際法史 実効性問題 マルティラテラリズム 補償的正義 国際法における時間

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属します。

1. 研究開始当初の背景

報告者はかねてより国際法における正義の問題を追求してきたが、その一環として国際法における時間問題があることに着目した。直接的にはいわゆる時際法原則がいかなる機能を営んでいるかの問題であり、通説的には国家行為の合法違法は行為当時の国際法規範に照らして判断さるべきであってのちの時代の国際法規範に照らしてではない、とするものである。そのルールには合理性もあるものの、他方で過去の合法性の疑わしい(かつ現代の国際法に照らせば明らかに違法な)行為が永遠に不問に付され、そのことへの疑念や不満が残り続け、国家間あるいは民族間の対立や不和が永続する原因になっている事態もある。それは国際法的に不適切ではないかと考えていたが、実際にも、アフリカから中米地域への奴隷貿易に対し、現在の中米諸国が欧州諸国(旧植民国家)に対して賠償を求めている事実があるため、そこから出発することと決めた。正義の問題といい、時間の問題といい、国際法には未解決の、かつ黙認されてきた諸問題が残存していること、それを学問が放置してはならないというのが原点の問題意識であった。

2. 研究の目的

上記「背景」からも明らかのように、この研究の目的は国際法における「正義」の問題と「時間」の問題を組み合わせ、その関係を解き明かすことにより、国際法が陥っている様々な隘路を打開することである。研究科題名を「補償的正義」としたように、具体的な素材である奴隷貿易の法的処理を事実的に追跡し確証することが出発点であったが、「正義」および「時間」の問題、とくに後者のそれには国際法および国際法学体系全体にわたる根本的な問題が潜んでいることを突き止め、それに関する理論的な解明を行うことも目的になっていった。その背後にはさらに国際法の実効性、現実に対する応答性がいかなるものであるかの問題、つまり実効性問題および応答性問題がある。いずれも国際法の存立基盤に関する根本問題であり、それらに取り組むことにより国際法の今日的全体像を明らかにすることが目的とされることになった。その過程で国際法歴史全体にも目を向けねばならないと再認識した。国際法史研究というと、これまでは、著名な国際法学者の学説研究をするか、いわば国際法の「正史」とも言うべき、確立した(とみなされている)国際法の歴史叙述を所与のものとする「おさらい」が常であったが、多くの点で不明な点のある歴史に目を向け直すことが必須であることを明らかにする方向に向かった。この歴史の書き直しは国際法学の問題点および課題を根本から照射し直すであろうと推定した。

3. 研究の方法

当初は具体的な素材であるアフリカからの奴隷貿易に対する補償の問題を実証的に分析する方法を取るという意図で出発したが、中米諸国による国際請求および訴訟展開が必ずしも当事者の予定どおりには進まず、大きな進展が見られない。同種の事実関係では例えば20世紀初頭のドイツ帝国軍による南西アフリカ(現ナミビア)での先住民集団殺害問題などがあるが、いずれも処理が停滞したままである。それらを踏まえ、こうした問題は個々の事例研究をするだけでは表面的な作業に終わってしまい、深層にある国際法/国際法学の問題点に迫れない、と気づくに至った。それゆえ研究は当初の想定より範囲が広がり、実効性の問題に始まり、国際法における慣習法という存在の問題、国際法規範の不確定性の問題など、国際法体系および国際法学の根底にある構造的な問題全般を洗い直す、理論的再構築へと向かって行った。その意味で、現実の諸問題への目配りはしつつ、大幅に国際法の理論的な研究を行う方法へと変遷した。国際法を基礎から理論的に洗い直す作業は迂遠ではあるが、国際法学の現状においてそれは欠かすことのできない作業である。こうして、あえて基本に立ち返ることを方法の土台とした。

4. 研究成果

理論的な研究の常として研究作業は長期的なものになり、次々と小刻みに論文にするという成果産出にはならなかった。期間中、コロナ・パンデミックにより研究活動が大きく制約を被り続けたこともあり、小刻みな成果を出すかわりに研究室あるいは自宅で各種書籍・論文・資料を精読する活動が主となった。ただしその間、実効性問題に関する小論、マルチラテラリズム(「多国間主義」)に関する小論などを発表し、のちの大きな作業の土台となる成果を準備していた。それらの土台の上に、2022年から2023年にかけて、一定の分量となる書籍の草稿をまとめた。全面的に本研究課題のみのまとめという性格ではなく、その追求

を核として副産物的な研究も含め、国際法体系 / 国際法学全般を論ずる本であり、今暦年度中には刊行することを予定している（出版社・書名ともにまだ少し不確定のため、ここでの公表を控えることをお許しいただきたい）。本研究課題そのものみのまとめではないものの、本研究課題への研究費があったればこそ可能になった成果であり、厚く謝意を表したい。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計2件（うち査読付論文 0件／うち国際共著 0件／うちオープンアクセス 0件）

| | |
|--|-----------------------|
| 1. 著者名 最上敏樹 | 4. 巻 単行本 |
| 2. 論文標題 マルチラテラリズムの再定位（章分担執筆） | 5. 発行年 2019年 |
| 3. 雑誌名 日本とブラジルからみた比較法（単行本） | 6. 最初と最後の頁 総頁 = 21 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

| | |
|--|--------------------------|
| 1. 著者名 最上敏樹 | 4. 巻 5・6月号 |
| 2. 論文標題 ウクライナに耳を澄ます「最後の征服戦争」（上・下） | 5. 発行年 2022年 |
| 3. 雑誌名 みすず | 6. 最初と最後の頁 2-12, 2-11 |
| 掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし | 査読の有無 無 |
| オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難 | 国際共著 - |

〔学会発表〕 計5件（うち招待講演 4件／うち国際学会 0件）

| |
|--|
| 1. 発表者名 Toshiki Mogami |
| 2. 発表標題 On the Asian Society of International Law |
| 3. 学会等名 世界国際法学会長会合（フランス国際法学会主催） |
| 4. 発表年 2019年 |

| |
|--|
| 1. 発表者名 Toshiki Mogami with Madeleine Herren and Sacha Zara |
| 2. 発表標題 Global Diplomacy - A Post-Institutional Approach |
| 3. 学会等名 (Europainstitut, Basel) International Conference: A Post-Institutional Approach（招待講演） |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Toshiki Mogami |
| 2. 発表標題 Barbarian, Aggressor, then Client State: The Process of Japan's Modernization in the International Legal Context |
| 3. 学会等名 Europainstitut, Open Workshop (招待講演) |
| 4. 発表年 2018年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Toshiki Mogami |
| 2. 発表標題 The Merits, If Any, of a Borderful World |
| 3. 学会等名 (International Colloquium) "Borders and Beyond: Reinventing Europe" (招待講演) |
| 4. 発表年 2017年 |

| |
|---|
| 1. 発表者名 Toshiki Mogami |
| 2. 発表標題 Barbarian, Aggressor, then a Client State: The Process of Japan's Modernization in the International Legal Context |
| 3. 学会等名 (Research Institute Special Lecture), Europainstitut, University of Basel (招待講演) |
| 4. 発表年 2018年 |

〔図書〕 計5件

| | |
|---|-----------------|
| 1. 著者名 Toshiki Mogami (author), (T. Suami, A. Peters, V. Vanoverbeke, M. Kumm, eds. Toshiki Mogami | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 Cambridge University Press | 5. 総ページ数 607 |
| 3. 書名 Global Constitutionalism from European and East Asian Perspectives | |

| | |
|--|-----------------|
| 1. 著者名 Toshiki Mogami (共著分担執筆) (T. Suami, A. Peters, V. Vanoverbeke, M. Kumm, eds.) | 4. 発行年 2018年 |
| 2. 出版社 Cambridge University Press | 5. 総ページ数 855 |
| 3. 書名 Global Constitutionalism and the EU-East Asia Relationship | |

| | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 最上敏樹 (柏木昇ほか編、共著分担執筆) | 4. 発行年 2019年 |
| 2. 出版社 信山社 | 5. 総ページ数 680 |
| 3. 書名 日本とブラジルから見た比較法 (二宮正人先生古稀記念) | |

| | |
|---|------------------|
| 1. 著者名 最上敏樹 (岩澤雄司ほか編、共著分担執筆) | 4. 発行年 2021年 |
| 2. 出版社 信山社 | 5. 総ページ数 1474 |
| 3. 書名 国際関係と法の支配 - 小和田恆国際司法裁判所裁判官退任記念 | |

| | |
|--------------------------------------|-----------------|
| 1. 著者名 Toshiki Mogami | 4. 発行年 2022年 |
| 2. 出版社 Cambridge University Press | 5. 総ページ数 1 |
| 3. 書名 Cambridge Core Blog (blog) | |

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

| 氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号) | 所属研究機関・部局・職 (機関番号) | 備考 |
|---------------------------|-----------------------|----|
|---------------------------|-----------------------|----|

7. 科研費を使用して開催した国際研究集会

〔国際研究集会〕 計0件

8. 本研究に関連して実施した国際共同研究の実施状況

| 共同研究相手国 | 相手方研究機関 |
|---------|---------|
|---------|---------|